

(別紙)

- 1 許可する場合には、次の事項を取り消し得べき事由の条件として附することが適当である。
 - (1) 事業者は、盛土や堤体に使用する土砂が、その材料として適しているかどうか現場試験を行い、その結果を県に報告して確認を受けること。また、盛土等の際には締固め等の施工を適切に管理し、その結果を県に報告すること。
 - (2) 事業者は、工事に伴い発生する伐採木、風倒木が下流の災害の発生源とならないように、また、それらをチップ化して利用する際は周囲に悪影響を及ぼさないように適切な処理・管理を行うこと。
- 2 県は、次の事項を事業者に指導することが適当である。
 - (1) 事業者は、残置森林について、開発が終了した後も「残置森林等の保全管理計画書」に基づき適切な管理に努めること。
 - (2) 事業者は、周辺住民の懸念や不安を真摯に受け止め、事業計画や事業の進捗に応じて説明会や見学会を適宜開催すること等により、住民の理解を得られるよう努めること。
- 3 県は、現場の進捗状況をきめ細かく把握し、事業者への指導を徹底するための体制を整えて、施工計画に基づく適正な施行の確保に万全を期することが適当である。